

○自転車シミュレーターの取扱要領の制定について（通達）

（平成30年12月20日付け香交企第220号）

自転車シミュレーターを活用した参加・体験型の自転車交通安全教育については、「自転車シミュレーターの取扱要領の制定について」（平成25年3月27日付け香交企第64号）に基づき運用しているところであるが、この度、使用申請の合理化を図るなど所要の見直しを行い、新たに別添の「自転車シミュレーター取扱要領」を定め、平成31年1月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

自転車シミュレーター取扱要領

第1 趣旨

この要領は、自転車シミュレーター（以下「シミュレーター」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 保管管理

- 1 シミュレーターの保管管理の拠点となる所属（以下「拠点所属」という。）は、交通企画課、さぬき署、小豆署及び丸亀署とし、拠点所属ごとに機材1台ずつ配備するものとする。
- 2 シミュレーターを保管管理させるため、拠点所属に管理責任者を置き、交通企画課にあつては交通企画課長の職にある者をもって、丸亀署にあつては交通第一課長の職にある者をもって、さぬき署及び小豆署にあつては交通課長の職にある者をもって、それぞれ充てる。

第3 使用申請

- 1 署の交通第一課長又は交通課長は、シミュレーターを用いた交通安全教室等を実施するに当たり、効果的な教育内容とするため、シミュレーターの使用が必要であると認めるときは、別表に定める自所属が属するブロックの拠点所属の管理責任者に対して、機材の使用を申請するものとする。
- 2 当該申請を受けた管理責任者は、申請に係る交通安全教室等の開催日時、行事名、参加人数等を確認した上で、他所属の使用申請と重複していないときは、当該申請をした署にシミュレーターを貸し出すものとする。
- 3 拠点所属又は他署との使用申請の重複等により機材の借受けをできなかった所属は、他のブロックの拠点所属の管理責任者に対して、機材の使用を申請できるものとする。この場合において、当該申請を受けた管理責任者は、所属するブロック内の運用に特に支障がないと認めるときは、当該申請をした所属にシミュレーターを貸し出すものとする。

第4 使用期間

シミュレーターの使用期間は、講習会の実施に必要な期間とする。

第5 使用記録

管理責任者は、シミュレーターの使用申請を受けたときは、備付けの別記様式第1号の自転車シミュレーター使用一覧に所要の事項を記載する。なお、使用期間の欄には、使用又は貸出しを行った期間について記載しておくものとする。

第6 安全の確保

署長等は、講習会の実施にあたり、次に定める担当者を選任し、安全の確保に努めなければならない。

- (1) 操作責任者 1人
- (2) 操作員 1人以上

第7 操作責任者等の役割及び留意事項

- 1 操作責任者は、シミュレーターを体験する者（以下「被験者」という。）に対して、

事前に、別に定める自転車シミュレーター取扱マニュアル（以下「マニュアル」という。）に記載されたシミュレーターの機能、効果等について周知説明するとともに、操作員に対して必要な指示を与え、事故の防止に努めなければならない。

- 2 操作員は、警察官又はシミュレーターの取扱いに関する教養を受けた者とし、マニュアルに従って、操作しなければならない。

第8 事故報告

シミュレーターを使用中の署長等は、当該使用中に被験者が負傷する等の事故を認知したときは、直ちに別記様式第2号の事故報告書により、交通企画課長に報告するものとする。

第9 その他

本通達に定めのない事項については、その都度、交通企画課と協議して決定するものとする。

(別表及び別記様式省略)